

島田市告示第121号

島田市に住もう応援奨励金交付要綱を次のように定める。

平成27年 5月13日

島田市長 染谷 絹代

島田市に住もう応援奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、定住の促進による地域の活性化を図るため、市内に住宅を新築し、又は購入する県外からの移住者に対し、予算の範囲内において奨励金を交付するものとし、その交付に関しては、島田市補助金等交付規則（平成17年島田市規則第36号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 市内に5年以上生活の本拠を置き、かつ、市の住民基本台帳に記録されることをいう。
- (2) 住宅 人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分（人の居住の用以外の用に供する家屋の部分との共用に供する部分を含む。）をいう。
- (3) 新築住宅 新たに建設された一戸建ての住宅で、まだ人の居住の用に供したことの無いものをいう。
- (4) 中古住宅 新築住宅以外の一戸建ての住宅をいう。
- (5) 特定建築業者 建設業法（昭和27年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者又は同法第3条第1項ただし書に規定する政令で定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者で、法人にあつては市内に本店又は支店若しくは営業所を有し、個人にあつては市内に主たる事業所を有するものをいう。

(交付対象者)

第3条 奨励金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、静岡県外の市町村に1年以上居住し、かつ、市内に定住の意思をもって平成27年4月1日以後に転入した者であつて、市内に住宅を新築し、又は新築住宅若しくは中古住宅を購入したものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象者としてしない。

- (1) 賃貸を目的として、住宅を新築し、又は新築住宅若しくは中古住宅を購入した者
- (2) 奨励金の交付を受けようとする者及び当該者と生計を一にする世帯の構成員（以下「同居家族」という。）に係る市税、介護保険料、国民健康保険税、保育所の保育料、水道料、下水道使用料、市営住宅の家賃、市の汚水処理場の使用料及び学校給食費保護者負担金の滞納がある者

(交付の対象となる住宅)

第4条 奨励金の交付の対象となる住宅（以下「交付対象住宅」という。）の要件は、次のとおりとする。

- (1) 専ら人の居住の用に供する家屋又はその一部を人の居住の用に供する家屋で、居住の用に供する部分の延べ床面積が50平方メートル以上であること（家屋の一部を人の居住の用に供する場合にあっては、人の居住の用に供する部分の当該家屋の床面積に対する割合が4分の1以上であること。）。
- (2) 平成27年4月1日以後に工事請負契約を締結し、又は建物売買契約を締結した新築住宅若しくは中古住宅であって、次に掲げる室及び設備を全て有しているものであること。
  - ア 居室
  - イ 玄関
  - ウ 専用の台所
  - エ 浴室
  - オ 便所
- (3) 交付対象者が転入した日から起算して6月を経過した日までに工事請負契約を締結し、又は建物売買契約を締結していること。

（奨励金の額）

第5条 奨励金の額は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 住宅の新築又は新築住宅の購入に係る経費 住宅の新築又は新築住宅の購入に係る経費に相当する額（50万円を限度とする。）
  - (2) 中古住宅の購入に係る経費 中古住宅の購入に係る経費に相当する額（30万円を限度とする。）
- 2 交付対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める額を奨励金に加算する。
- (1) 特定建築業者と工事請負契約を締結し、新築住宅を建築した場合又は特定建築業者と建物の売買契約を締結し、新築住宅若しくは中古住宅を購入した場合 新築住宅の建築又は新築住宅若しくは中古住宅の購入に要する経費に相当する額（30万円を限度とする。）
  - (2) 特定建築業者と工事請負契約を締結し、中古住宅を改修した場合（当該中古住宅の売買契約を締結した日から6月以内に改修が完了した場合に限る。） 中古住宅の改修に要する経費（30万円を限度とする。）
  - (3) 交付対象者が15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者と同居する場合（交付対象者の属する世帯の構成員である場合に限る。） 20万円
  - (4) 交付対象者及び同居家族が通勤し、又は通学する場合 次に掲げる経費（交付対象住宅の取得に係る奨励金の交付の確定を受けた日の属する月から継続する24月以内に生じた経費に限る。）に相当する額からその者の通勤手当に相当する額を減じた額（40万円を限度とする。）
    - ア 交付対象者又は同居家族が鉄道又はバスを利用して通勤し、又は通学した場合における鉄道若しくはバスの定期乗車券若しくは回数乗車券の購入に要する経費又は市内の自動車駐車場若しくは自転車等駐車場の使用料
    - イ 高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条第1項に規定する道路又は

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の4に規定する自動車専用道路の使用料

- 3 次に掲げる経費は、第1項各号及び前項各号に掲げる経費から控除する。
  - (1) 交付対象住宅に係るこの要綱に基づく奨励金以外の国、県又は市による補助金、助成金、融資等の対象となる経費のうち、当該補助金、助成金、融資等の額に相当する経費
  - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が奨励金の交付の対象として適当でないと認める経費
- 4 前3項の規定により算出した額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

（奨励金の限度額及び交付の回数）

第6条 奨励金の交付は、交付対象者1人につき120万円を限度とする。ただし、1年度当たりの交付額は、100万円を限度とする。

- 2 次条第1項第1号及び第2号の申請に係る奨励金の交付は、交付対象者1人につき1回とする。
- 3 交付対象住宅に複数の世帯が居住している場合又は複数の者が交付対象住宅を共有している場合は、その代表者に交付する。

（交付の申請及び実績報告）

第7条 奨励金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる申請及び実績報告の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 住宅の新築又は新築住宅若しくは中古住宅の購入に係る奨励金の申請及び実績報告 次に掲げる書類

ア 島田市に住もう応援奨励金（住宅取得分）交付申請書兼実績報告書（様式第1号）

イ 世帯全員の住民票の写し（本籍地及び続柄が記載されたもの）

ウ 世帯全員の戸籍の附票の写し（県外に1年以上居住していたことが分かるもの）

エ 住宅の引渡証明書又は売買契約書であって、交付対象住宅の所有者及び取得年月日が分かる書類の写し（住宅を購入する場合に限る。）

オ 工事請負契約書の写し（住宅を新築する場合に限る。）

カ 住宅の平面図（建築確認申請又は工事請負契約書の附属図書の写し）及び位置図

キ 住宅の全景及び第4条第2号に掲げる室及び設備を確認することができる写真

ク 定住に関する誓約書兼同意書（様式第2号）

ケ 代表申請者選任届（様式第3号。複数の者が共有している場合に限る。）

コ アからケまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- (2) 中古住宅の改修に係る奨励金の申請及び実績報告 次に掲げる書類

ア 島田市に住もう応援奨励金（住宅改修分）交付申請書兼実績報告書（様式第4号）

- イ 住宅改修工事に係る見積書及び領収書の写し
  - ウ 住宅の平面図（改修した箇所が明記されたもの）及び位置図
  - エ 施工箇所の写真（工事の着手前及び着手後の状況が分かるもの）
  - オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (3) 通勤等に係る奨励金の申請及び実績報告 次に掲げる書類
- ア 島田市に住もう応援奨励金（通勤・通学分）交付申請書兼実績報告書（様式第5号）
  - イ 通勤・通学費明細書（様式第6号）
  - ウ 定期乗車券、回数乗車券、使用料等の領収書の写し
  - エ 奨励金の交付を受けようとする者の通勤手当の額が分かる書類の写し
  - オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項第3号の申請及び実績報告は、通勤等に係る奨励金の交付を受ける期間が翌年度以降にわたるときは、各年度ごとに行わなければならない。
- 3 前2項の規定による申請及び実績報告は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日までに行わなければならない。
- (1) 第1項第1号の申請及び実績報告 交付対象住宅の建築工事が完了した日又は売買契約を締結した日から起算して2月を経過した日
  - (2) 第1項第2号の申請及び実績報告 交付対象住宅に係る改修工事の完了した日から起算して2月を経過した日
  - (3) 第1項第3号の申請及び実績報告 定期乗車券若しくは回数乗車券を購入し、又は使用料を支払った日の属する年度の翌年度の4月末日（第5条第2項第4号に規定する期間が年度の途中で終了したときは、当該日の属する月の翌月の末日）

（交付の条件）

第8条 規則第5条第2項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 奨励金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を奨励金の交付を受けた年度が終了した後5年間保管しておかななければならないこと。
- (2) 奨励金の交付の確定を受けた日から起算して5年以内に交付対象者及び同居家族が市外に転出しないこと。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

（交付の決定及び確定）

第9条 市長は、奨励金の交付を決定し、及び確定したときは、島田市に住もう応援奨励金交付決定通知書兼交付確定通知書（様式第7号）により、奨励金の交付を申請し、及び実績を報告した者に通知するものとする。

（奨励金の請求）

第10条 奨励金の交付の確定を受けた者が奨励金を請求しようとするときは、前条に規定する奨励金交付決定通知書兼交付確定通知書を受け取った日から起算して10日を経過した日までに、規則第13条第9号に規定する請求書を市長に提出しなければならない。

(奨励金の返還)

第11条 規則第12条の2の規定により返還させる額は、次の式により算定した額とする。

交付した奨励金の額－交付した奨励金の額×交付対象住宅に入居した月数／60

2 前項の規定により算定した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(財産の処分の制限の期間)

第12条 規則第12条の5ただし書の市長が定める期間は、奨励金の交付の確定を受けた日から起算して5年を経過した日までとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

島田市に住もう応援奨励金（住宅取得分）交付申請書兼実績報告書

年 月 日

島田市長

住所

申請者 氏名



電話番号

島田市に住もう応援奨励金（住宅取得分）の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請し、及び実績を報告します。

住宅の所在地		
住宅の共有者	住所	氏名
住宅の区分	専用住宅 ・ 併用住宅	
延べ床面積	$m^2$ うち住居部分の延べ床面積 $m^2$	
住宅取得の区分	住宅の新築 ・ 新築住宅購入 ・ 中古住宅購入	
特定建築業者の区分	該当 ・ 非該当	
中学生以下の子の同居	有 ・ 無	
他の補助金等の有無	無 ・ 有（名称 _____）	
対象経費	工事費・購入費 ①	円
	他の補助金等の額 ②	円
	対象経費 ①－②	円
申請額	円	
転入年月日	年 月 日	
住宅取得年月日	年 月 日	
同居家族の状況（申請時現在）		

	氏名	続柄	生年月日	年齢	職業
世帯主			年 月 日	歳	
世帯員			年 月 日	歳	
			年 月 日	歳	
			年 月 日	歳	
			年 月 日	歳	
			年 月 日	歳	
			年 月 日	歳	

(注)

- 1 申請額に1,000円未満の端数があるときは、切り捨ててください。
- 2 住宅取得年月日は、住宅の建築工事の完了日又は建物売買契約の締結日を記入してください。





代表申請者選任書

年 月 日

島田市長

島田市に住もう応援奨励金の交付申請について、次のとおり代表者を選任したので届け出ます。

代表者の氏名		
住宅の共有者の 住所及び氏名	住 所	氏 名
		⑩
		⑩
		⑩
住宅の所在地	島田市	

様式第4号（第7条関係）

島田市に住もう応援奨励金（住宅改修分）交付申請書兼実績報告書

年 月 日

島田市長

住所

申請者 氏名



電話番号

島田市に住もう応援奨励金（住宅改修分）の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請し、及び実績を報告します。

住宅の所在地		
中古住宅の購入年月日	年 月 日	
改修工事の概要		
他の補助金等の活用の有無	1 無 2 有（名称 _____）	
対象経費	総工事費 ①	円
	他の補助金等の額 ②	円
	対象経費 ①－②	円
申請額	円	
改修工事期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
特定建築業者の区分	該当 ・ 非該当	
備考		

（注）

- 1 住宅の購入年月日は、住宅の売買契約の締結日を記入してください。
- 2 申請額に1,000円未満の端数があるときは、切り捨ててください。

様式第5号（第7条関係）

島田市に住もう応援奨励金（通勤・通学分）交付申請書兼実績報告書

年 月 日

島田市長

住所

申請者 氏名



電話番号

島田市に住もう応援奨励金（通勤・通学分）の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請し、及び実績を報告します。

奨励金（住宅取得分）交付確定年月日	年 月 日	
通勤者・通学者		
対象経費	鉄道	円
	バス	円
	駐車場・駐輪場	円
	高速道路等	円
	合計 ①	円
通勤手当 ②	円	
申請額 ①－②	円	

(注)

- 1 申請額に1,000円未満の端数があるときは切り捨て、40万円を超えるときは40万円としてください。
- 2 「対象経費」及び「通勤手当」の額は、通勤費明細書（様式第6号）に記載した金額の合計を記入してください。

様式第6号（第7条関係）

通勤・通学費明細書

申請者	
-----	--

通勤・通学者		
勤務先・学校	名称	
	所在地	
通勤手当	円	

1 鉄道

利用期間	年 月 日から 年 月 日まで
利用区間	
区分	定期券 ・ 回数券
経費	円

2 バス

利用期間	年 月 日から 年 月 日まで
利用区間	
区分	定期券 ・ 回数券
経費	円

3 自動車・自転車

駐車場 駐輪場	名称	
	所在地	
	利用期間	年 月 日から 年 月 日まで
	経費	円
高速道路 等	利用期間	年 月 日から 年 月 日まで
	利用区間	
	経費	円

(注)

- 1 この明細書は、通勤し、又は通学する者ごとに作成してください。
- 2 通勤手当の額は、当該年度の奨励金の交付期間に該当する月分の合計額を記入してください。

様式第7号（第9条関係）

島田市に住もう応援奨励金交付決定通知書兼交付確定通知書

第 号  
年 月 日

様

島田市長



年 月 日付で申請のあった島田市に住もう応援奨励金

住宅取得  
住宅改修  
通勤・通

分  
分 について、次のとおり決定し、及び確定します。  
学分

1 交付決定及び交付確定額 円

交付累計額	円
内訳 住宅取得分	円
住宅改修分	円
通勤・通学分	円

2 交付の条件

島田市補助金等交付規則及び島田市に住もう応援奨励金交付要綱を遵守すること。